



平成27年 5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 あじかん  
代 表 者 名 代表取締役社長 中谷 登  
(コード番号：2907 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役 業務推進本部長 兼  
経営管理部長 樋口 研治  
(TEL：082-277-7010)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第51期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 取締役および監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず、広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除できる旨の規定、ならびに業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（定款第28条および第37条）。

なお、取締役の責任免除の規定（定款第28条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) その他、上記の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（予定）

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現行定款	変更案
第1条 ～ 第27条  《 条文省略 》  <u>《 新 設 》</u>	第1条 ～ 第27条  《 現行どおり 》  <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議により免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u>
第28条 ～ 第35条  《 条文省略 》  <u>《 新 設 》</u>	第29条 ～ 第36条  《 現行どおり 》  <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議により免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u>
第36条 ～ 第39条  《 条文省略 》	第38条 ～ 第41条  《 現行どおり 》

以上